

四日市市立小中学校施設整備事業

第2次募集要項等に関する質問回答集

平成15年11月14日

四日市市

募集要項に関する質問

(平成15年10月29日締め切り)

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1	P1 1-(1)	募集及び選定のスケジュール	第一次募集要項等の質問回答集NO.54にて、一次提案通過者には参考図の有償配布が可能であるとのことですが、どの時点でどのような方法で行うのでしょうか？	11月20日(木)までに担当窓口へ申し出があれば、有償配布いたします。
2	P1 1-(5) イ	第二次提案書の受付	貴市のご担当窓口まで持参することですが、当方の誰が持参すればよろしいのでしょうか？代表者のみでよろしいのか、構成員全員が持参すればよろしいのでしょうか？ご指示ください。	代表企業の社員が、代表企業の代理人の受任者使用印鑑が押印された委任状(様式は問わない)を提出してください。
3	P2 1-(6) イ	提案書のプレゼンテーション	プレゼンテーションの詳細については別途応募者に通知することですが、どのような方法で、誰に通知されるのでしょうか？	代表企業の代表者に郵送にて通知します。
4	P3 オ	立面図・断面図	立面図、断面図は1枚にまとめてもよろしいのでしょうか？	ご質問のとおりです。
5	P3 オ	鳥瞰パース	正本1部は額に入れて提出するものと思われませんが、額の仕様及びサイズをお示しください。	額入りは特に求めておりません。図面と同様にA4に折り、各学校の図面の一番手前に綴じてください。
6	P4 3-(1)	提案書	提案書、設計図書は彩色などは自由なのでしょうか？	ご質問のとおりです。
7	P4 3-(1)	提案書	「左ホッチキス綴じ」とありますが、2穴あるいは複数穴のファイリングでもよろしいのでしょうか？	左ホッチキス綴じとしてください。
8	P5 4	埋蔵文化財	「工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、原状を変更することなく市に連絡し、その指示に従うものとする。」とありますが、埋蔵文化財の万一の発見に関し、事業者が生ずる可能性のある費用については、全て市の負担であると考えてよろしいのでしょうか。	埋蔵文化財の発見に関わる費用負担については、特定事業仮契約書(案)35条2項及び37条1項に示すとおりです。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
9	P 5 4	埋蔵文化財	「ただし、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、現状を変更することなく、市に連絡し、その指示に従うものとする。」とありますが、この場合の工期及びコストのリスクは市が負っていただけるとの解釈でよろしいのでしょうか？ また、万一、富田小学校以外の3校にて工事中に埋蔵文化財が発見された場合も市への連絡など同様の解釈でよろしいのでしょうか？	前段については、回答8を参照してください。 後段については、ご質問のとおりです。
10	P 5 5 - (1)	一時支払金の予定額	金融機関からプロジェクトファイナンスを受ける場合、借入額の増減が発生すると多大な解約、再組成のコストがかかります。いつの時点で一次支払金の額が決定する予定か、明示願います。	一時支払金は、国庫補助金又は起債対象額の増減にかかわらず、第2次募集要項に定める予定額を所定の時期に支払います。国庫補助金又は起債対象額が増額となった場合、予定額からの増額分を平成17年度末及び18年度末までに支払います。当該増額の金額は、平成17年度・18年度事業ともに6月～10月頃には確定する予定です。
11	P 5 5 - (1)	一時支払金	「国庫補助金又は起債対象額が減額となった場合には、下記に示す一時支払金の予定額を減額せずに一時支払金として支払う。」とありますが、割賦代金及び銀行からの借入金に対するフィー・スプレッド算定の際の重要なポイントとなりますので、この記載が確かなものかどうかにつきまして、再度ご教示ください。	第2次募集要項に記載したとおりです。
12	P 5 5 - (1)	一時支払金	「国庫補助金又は起債対象額が減額となった場合には、下記に示す一時支払金の予定額を減額せずに一時支払金として支払う。」となっていますが、これには国庫補助金が全く交付されなかった場合が含まれることをご確認ください	「減額」には、国庫補助金が全く交付されなかった場合が含まれます。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
13	P 6 5 - (2) ア	元利償還額の計算方法	第 1 回から第 4 5 回の 1 1 年間の支払金利が 1 0 年ものスワップレートで対応するとありますが、期間の整合性が取れない分は事業者のリスクとなります。その部分のお考えを御提示をお願いします。	基準金利は、市が支払う割賦金利見直しの指標値として設定しているものであり、事業者の資金調達に関する条件ではありません。
14	P 6 , P 7 5 - (2) ア	支払金利	埋蔵文化財の発見に伴う調査が必要となり、事業者が提案した供用開始予定日が遅延を余儀なくされた場合は、支払金利の基準日の見直しは行われるのでしょうか。	変更いたしません。
15	P 8 5 イ	仮設校舎整備費	提案に仮設校舎整備を含む場合、 の直接工事費に仮設校舎建設費及びリース料を算入する方法でよろしいでしょうか。それともリース料については の仮設校舎維持管理費に算入すべきでしょうか。ご教示ください。	の直接工事費に算入してください。
16	P 8 5 イ	仮設校舎維持管理費	提案に仮設校舎整備を含む場合、 の仮設校舎維持管理内容については、提案時において各グループでのばらつきがあると、今後、建設期間中の維持管理実施の際に支障を来すこと、又、内容如何によって提案金額に少なからず影響を及ぼすことが考えられます。建設期間中の学校運営に対する重要なポイントであり、提案時に当該内容の各グループ間の隔たりが発生することは好ましくないと考えますので、当該提案内容における市側の具体的な要求水準をご教示下さい。	要求水準書（資料編）の資料 16 に示したとおり、改築及び改修施設と同様の業務範囲としており、要求水準書に記載の各業務内容を参照してください。
17	P 8 5 - (2) イ	建中金利	建中金利の支払金利は、ベースレート（平成 15 年 12 月 1 日時点）+ 上乗せ金利にしてよろしいでしょうか。	固定した金額を提案して下さい。
18	P 8 5 - (2)	サービス購入料 1	「市は請求日（適正な請求書を市が受理した日）から 4 0 日以内に事業者に対してサービス購入料 1 を支払う」とありますが、サービス購入料 1 は借入金の返済財源となっており、返済日を確定するうえで支払日の表現を何日後と変更することは可能でしょうか。	第 2 次募集要項に記載のとおりとします。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
19	P 8 5 - (2)	サービス購入料 1	<p>第一次募集要項 別紙 1 サービス購入料の支払 1 (2) ア、イによりますと、又、10月22日の説明会での説明によりますと、サービス購入料 1 は 1 ~ 3月分を 5月、4 ~ 6月分を 8月、7 ~ 9月分を 11月、10 ~ 12月分を 2月にそれぞれの支払を予定されており、各期末から支払までの期間は 40日を想定されている。</p> <p>とのことですが、支払までの期間の 40日分の金利は支払われないという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>もしくは、割賦金利は 5、8、11、2の各支払は年 4回の均等払いであり、すでに算入済みという理解でしょうか？</p>	前段のご質問のとおりです。
20	P 8 5 - (2) イ	備品等設置及び更新	備品の更新費がサービス購入料 1 となっておりますが募集要項とおりでよろしいでしょうか。	備品等設置費と訂正します。
21	P 8 5 - (3)	サービス購入料 2	<p>10月22日の説明会において、「修繕・更新費」は 建築物保守管理業務費、 建築設備保守管理業務費などに含まれるため削除する」との説明がありました。建築物保守管理業務費、 建築設備保守管理業務費、 植栽・外構維持管理業務費、 備品等保守管理業務費の 4項目のみに修繕・更新費は含まれるとの解釈でよろしいのでしょうか？</p> <p>しかしながら、第 21号様式(差し替え)から、には修繕・更新費は含まれないと読み取ることもできますので、ご指示ください。</p>	修繕・更新費は、主に 建築物保守管理業務費、 建築設備保守管理業務費、 植栽・外構維持管理業務費、 備品等保守管理業務費に含まれると想定されますが、 安全管理業務費、 清掃・衛生業務費の項目として計上する必要があるということであれば、第 21 様式に費目を追加し記載してください。
22	P 8 , P 9 6	サービス購入料の支払	サービス購入料 1 とサービス購入料 2 の市の支払日は同一日と考えてよろしいでしょうか。違う場合は、どのような支払いかが教示をお願いします。	サービス購入料 2 は市のモニタリング手続を経るために、サービス購入料 1 とサービス購入料 2 は別の請求手続を行ってください。
23	P 8 6 - (2)	サービス購入料 1	学校別に 2 回の完成確認とありますが、例えば、南中学校の場合、改築体育施設 1 回、改築校舎 1 回、あわせて 2 回の完成確認という解釈でよろしいのでしょうか？	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
24	P10 8	供用開始予定日	南中学校の第一供用開始予定日が平成18年3月31日が変更となっておりますが、第1次募集要項P17完成確認期限も当然に変更されとの解釈でよろしいのでしょうか？	ご質問のとおりです。
25	P11 9 - (1) (2)	交差責任担保特約	事業者が付保する第三者賠償責任保険および施設賠償責任保険の条件として「被保険者をSPC、下請業者、市とし交差責任担保特約を付ける」とありますが、本件の交差特約は以下のいずれかご指示ください。 SPCが市に与えた損害に対して負担する賠償責任のみを担保する。 に加えて市がSPCに対して負担する賠償責任もあわせて担保する。 全ての被保険者間に発生する賠償責任を担保する。	全ての被保険者間に発生する賠償責任を担保するものとしてください。
26	P11 9 - (1) (2)	保険契約	保険料のメリットを出すために、4校一括で保険契約を行いたいのですがいかがでしょうか。	事業者提案とします。
27	P11 9 - (2)	保険者及び保険契約	特定事業仮契約(案)添付約款第54条2項に記載の通り、保険契約者は維持管理業者、被保険者をSPC、下請業者、市とすることよろしいでしょうか。	工事期間中の第三者賠償責任保険の被保険者はSPC、建設者、市、維持管理期間中の施設賠償責任保険の被保険者はSPC、維持管理者、市としてください。特定事業仮契約書(案)別紙9をこのように訂正する予定です。

様式集に関する質問

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1		全般	記載説明事項、備考欄の注釈についてはすべて削除して各様式を作成する形で宜しいでしょうか。	適宜、応募者が判断し削除を行ってください。
2	P 6	改修	改修に対する提案については、施設整備提案書中の(意匠)(空間)(配置・動線)(安全)等に表現するということでしょうか。	改修施設の設計、建設、維持管理に関する提案事項は、第5～21号様式のうち該当する様式に表現してください。
3	P 11 11号様式	施設設計説明書	必要に応じて仮設校舎計画図などを添付することは可能でしょうか？	ご質問のとおりです。
4	P 12	改修工事	「改修工事」の提案については、第12号様式「建設計画説明書」を用いて行うことでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。工事に関わる部分については第12号様式にお願いいたします。
5	P 12 12号様式	建設計画説明書	必要に応じて施工計画図などを添付することは可能でしょうか？	ご質問のとおりです。
6	P 14 14号様式	計画概要	残存施設も含めた、学校内の全ての施設が記載対象と考えて宜しいでしょうか。	第14号様式1.計画概要については学校内の全ての施設を記載対象としてください。2.棟別面積表3.要求諸室面積表については、改築施設、改修施設を記載対象としてください。
7	P 17 16号様式	施設整備内訳書	「3.直接工事費」の内訳については、どの程度の項目まで分類すれば宜しいでしょうか。	第16号様式には「種目別内訳」としてごください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改築 棟建築工事費：一式 ・ 改築 棟設備工事費：一式 ・ 改修 棟建築工事費：一式 ・ 改修 棟設備工事費：一式 ・ 仮設校舎工事費：一式 ・ 外構・植栽工事費：一式 建物は棟ごとに「建築・設備」の各工事費を計上してください。また、棟の表現が図面で確認できるよう、配置図などに棟名を記載してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
8	P 17 16号様式	不動産取得税	「不動産取得税については非課税扱いとする。」との記載がありますが、二次提案時において全グループが非課税として一連の提案書類に反映させるということによろしいでしょうか。3グループの提案ベースの統一の為、明確化をお願い致します。また、優先交渉権者決定後、万一課税扱いとなった場合は、当該金額を落札提案価格より増額していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	非課税扱いとして提案してください。事業者において不動産取得税課税の回避に必要な措置を採っても、なお不動産取得税が課税された場合には市が負担します。
9	P 17 16号様式	施設整備内訳書	第1次募集要項及び今回(第16号様式)においても市が「非課税」認識していることが記載されていますが、仮設校舎においても公租公課は非課税と理解してよろしいでしょうか。	不動産取得税及び固定資産税・都市計画税が課税される場合、事業者負担となります。
10	P 17,22, 23 16,20,21 号様式	什器・備品等の修繕・更新費	什器・備品等の修繕・更新費は、第20号様式・長期修繕計画及び第21号様式・維持管理内訳書には記載しないで、第16号様式に記載するとの解釈でよろしいのでしょうか。	什器・備品等の修繕・更新費は、第20号様式・長期修繕計画及び第21号様式・維持管理内訳書には記載してください。第16号様式の備品等設置及び更新費を備品等設置費と修正します。
11	P 18	立面図 断面図	改修校舎について、立面図、断面図は不要と考えてよろしいでしょうか。あるいは平面図、立面図、断面図が必要とのお考えでしょうか。	改修箇所の確認ができる範囲での図面が必要と考えております。
12	P 18	施設整備計画図面集に関する説明	図面はA3版に縮小とありますが、A1版を50%縮小するものと考え、配置図(1/1000~1/2000)、平面図、立面図、断面図(1/400~1/600)の縮小後の縮尺を図面に記入するということがよろしいでしょうか。	A3版での縮尺を示しております。なお、平面図・立面図・断面図については1/400としてください。
13	P 20 18号様式	実施体制説明書	業務の実施体制(職種・雇用形態・人数を明示)とのことですが、維持管理企業担当者及び各業務毎の協力業者(1次委託会社)が決定していれば明示するのでしょうか。それとも、各維持管理業務を想定した予定体制でよいのでしょうか。	事業者となった場合にとる実施体制を、企業名・職種・雇用形態・人数について可能な限り明示してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
14	P 20 18号様式	実施体制説明書	業務実施体制の職種・雇用形態・人数を明示とのことですが、職種とは一般的な組織上の職制または、技術者・技能者・資格等具体的に分類するのでしょうか。	可能な限り、技術者・技能者・資格等具体的に分類してください。
15	P 20 18号様式	実施体制説明書	業務実施体制の職種・雇用形態・人数を明示とのことですが、雇用形態とは正社員・嘱託社員・パート等に分類するのでよいのでしょうか。その場合は職種毎か全体の分類総数でよいのでしょうか。	可能な限り、正社員・嘱託社員・パート等に分類し、職種毎に記載してください。
16	P 20 18号様式	実施体制説明書	業務実施体制の職種・雇用形態・人数を明示とのことですが、人数とは兼務も含めた総人数でよいのでしょうか。それとも、維持管理企業担当者及び常駐者・定期作業等詳細に想定した人数の記載が必要なのでしょうか。	兼務も含めた総人数でも構いませんが、兼務の状況がわかるように記載してください。
17	P 22 20号様式	修繕更新費	修繕更新費の内、改修施設の改修部以外(残存施設)の修繕更新費及び残存施設修繕更新費用は維持管理業務外(資料16)ですが、長期修繕計画書に算出の必要があるのでしょうか。記入する場合は改修施設については改修部と残存施設と分割するのでしょうか。また、残存施設修繕を算出のための建築・設備(仕様・工事年度・個数等)の詳細をご提示願います。	資料16の改修部とは「直接の改修部以外の部分を含む棟=改修施設」の意味ですので、改修施設の改修部以外の修繕更新費などは業務範囲内となります。また、残存施設の修繕更新費用は維持管理業務外であり、記載の必要はありません。なお、第20号様式から項目を削除いたします。(資料16の「改修部」の表現を「改修施設」に修正いたします。)
18	P 22 20号様式	大規模修繕	長期修繕計画書の大規模修繕項目は維持管理業務外(資料16)ですが、提案時に算出の必要があるのでしょうか。記入する場合は、残存施設大規模修繕算出に必要な建築・設備等(仕様・工事年度・個数等)の詳細をご提示願います。	大規模修繕は事業範囲外ですが、改築及び改修施設については算出してください。但し、残存施設は必要ありません。
19	P 22 20号様式	大規模修繕	大規模修繕の内、植栽・外構の費用は今回の事業で新設及び改修した部分の大規模修繕と考えてよろしいでしょうか。	大規模修繕は想定しておりませんが、適切な修繕更新を提案してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
20	P 22 20号様式	修繕更新費・大規模修繕	長期修繕計画書に記入する改修施設（但し、改修部を除く）及び残存施設の修繕更新費及び大規模修繕の時期・工事費用について設備機器検査等の詳細なデータ等もない中で正確に算出するのは難しいと思います。今回の長期修繕計画書の各工事内容の精度はどの程度許容されるのでしょうか。（想定・確認できない事項の記載漏れの扱いも含む）	改修施設（＝改修部）及び残存施設の修繕更新費については、回答 17 を参照してください。 第 20 号様式 長期修繕計画書のうち、大規模修繕については参考として扱います。
21	P 22 20号様式	長期修繕計画書	表中の「当初工事費」は、それぞれの項目毎の工事費を記入するということでしょうか。その場合、残存施設の「当初工事費」及び「B/A」の記載方法についてご教示下さい。	当初工事費には項目毎に本業務における工事費を記載してください。残存施設については、回答 17 を参照してください。
22	P 22 20号様式	長期修繕計画書	本書式の項目欄に、「改修施設」との名称で、複数行設定されそれぞれ内訳を記載するようになっていますが、この欄は、「改修施設 A 棟」「改修施設 B 棟」と記載するのでしょうか。あるいは、「改修施設」「耐震改修施設」と記載するのでしょうか。内訳に記載する分類等をご教示お願いします。	施設整備内訳書（第 16 号様式）の直接工事費の項目と整合させてください。 回答 7 を参照してください。
23	P 22,23 20,21 号様式	残存施設の修繕・更新費	残存施設の修繕更新費は、第 20 号様式・長期修繕計画及び第 21 号様式・維持管理費内訳書には記載するものの「資料 16 整備対象施設維持管理業務範囲」にある通り、残存施設の修繕業務は業務範囲外であるので、サービス購入料 2 の算出には加えないとの解釈でよろしいのでしょうか？	回答 17 を参照してください。
24	P 23 21 号様式	維持管理内訳書	維持管理内訳書は事業期間中の総合計金額と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
25	P 23 21 号様式	維持管理内訳書	維持管理内訳書の内、安全管理、清掃・衛生、備品等保守に修繕更新費項目がありませんが、備品等更新費等がある場合追加してよろしいでしょうか。	募集要項に関する回答 21 を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
26	P 23 21号様式	維持管理内訳書	維持管理内訳書の内、各項目にその他の費目がありますがどのような費用を分類し記入すればいいのでしょうか。	人件費・修繕更新費・諸経費への分類が適切でない応募者が考える項目を記入してください。なお、人件費・修繕更新費・諸経費のほか、事業者が欄を追加してその他の費用を使用しない場合には、削除してください。
27	P 23 21号様式	維持管理内訳書	維持管理内訳書の内、各項目に諸経費の費目がありますがどのような費用を分類し記入すればいいのでしょうか。	維持管理者の間接的経費や利益等を記入してください。
28	P 23 21号様式	維持管理内訳書	維持管理内訳書の内、各項目に内容・算出根拠の欄がありますが、代表的な事項のみを記載する方法でいいのでしょうか。	金額の根拠として可能な限り具体的に記載してください。なお、代表的な事項を記載することにより、該当する金額の大部分を説明することとなる場合は、ご質問のとおりです。
29	P 23 21号様式	維持管理内訳書	維持管理内訳書 * 1 の橋北中・港中・富田小の部分別内訳書 改修施設については資料 1 6 に基づき、定期点検及び修繕更新費は改修部のみ(残存施設を除く)の費用と考えてよろしいでしょうか。	回答 17 を参照してください。
30	P 27	一時支払金(実額)の記載方法	一時支払金の「実額」も事業者の提案となるのか。 事業者の提案にならない場合、予定額合計3,264,752千円を記載するものと考えてよいか。それとも、予定額合計3,264,752千円の消費税分を除いて記載するのか。 また、一時支払金の予定額のうち、補助金額を対象校別に明示していただけますか。	第2次募集要項 5.(1) 一時支払金予定額3,264,752千円の消費税分を除いて記載してください。 補助金額は不確定のためお知らせできませんが、事業種別により異なるものの一時支払金に対して 1/2 ないし 1/3 が補助金額の予定です。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
31	P 27 25号様式	提案価格計算書	備考4に「3は第21号様式に記載する維持管理内訳書の4校の合計と一致すること」とありますが、第21号様式には残存施設部分の修繕更新費も含まれます。しかし、「資料16整備対象施設維持管理業務範囲」にある通り、残存施設の修繕業務は業務範囲外であるので、第25号様式に記載する数値は第21号様式の単純な合計値ではないと解釈しますが、いかがでしょうか？	残存施設の修繕更新は業務範囲外であり、第21号様式に入れる必要はありません。ただし、残存施設の修繕更新以外の維持管理は業務範囲に含まれるため、第21号様式に入れる必要があります。
32	P 28	外部等借入その他について	外部等借入その他についての中には、事業者からの劣後ローンの内容も記載するのか。(P29の劣後ローン記載部分との関係を明確にして頂きたい)	第26号様式には、事業者からの劣後ローンの内容も記載してください。 第27号様式では、劣後ローンが資金計画の安定性の確保に資する点について記載してください。
33	P 28	外部等借入その他について	当該金融機関の「融資確約書」とありますが、フォーム指定はしていただけますか。していただけない場合は、記載すべき融資前提条件(金利、金額等)の提示をお願いいたします。	融資条件書と訂正します。
34	P 28 26号様式	融資確約書	「融資確約書」とは、一般に金融機関が発行する融資条件書でよろしいでしょうか。又、事業者選定基準書P6の表3「第二次提案書総合審査の評価項目、評価の視点及び配点」内においては「融資条件書」との記載がありますが、この記載と「融資確約書」の関連をご教示ください。なお、優先交渉権者に選定されていない状況において、金融機関からの「確約書」の発行は困難であると思料致します。	回答33を参照してください。
35	P 30	保険の付保	保険の付保の内容は金額を含むとされていますが、この金額とは保険料ではなく保険金額と理解してよろしいでしょうか。	内容について、金額とは保険金額です。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
36	P 30 28号様式	リスク管理方針	(意見等)第28様式に関し、A4、3枚以内との枚数指定がされておりますが、事業者側としましては、リスク管理方針はPFI事業における根幹であり、詳細な検討の結果、事業に取り組むべきものであります。リスクの考え方に関しましては、各事業者独自の考え方が色濃く反映されるものであり、A4 3枚の制限では、事業者としての考え方は明確に反映することが困難と思われれます。枚数、サイズ指定の撤廃、もしくは「A3、5枚程度」との規定にてお願いいたします。	A 4、 5枚以内に要点をまとめてください。
37	P 31	市の収入 税収入 について	「市の収入 税収入」は、四半期すべての欄に記載するのか。それとも、実際に納付する期のみに記載すると考えて良いのか。	第30号様式損益計算書および利益処分計画で算出して税額の4分の1を、四半期毎に記載してください。
38	P 31	市の収入 税収入 について	法人住民税の税率 3.37%は、「第30号様式 長期収支計画書」に記載する「課税損益」に対する税率と考えて良いか。	ご質問のとおりです。ただし、法人住民税の税率 3.37%(標準税率適用の場合)は、3.70%(四日市市の市民税率適用の場合)に訂正することとします(第29号様式を訂正します)。
39	P 31 29号様式	法人住民税	「市税収について法人住民税のみを対象とする」とありますが、SPCの各事業年度予定課税所得に対する法人住民税(3.37%)を記載すると考えてよろしいでしょうか。また、上記において、SPCの法人登記簿上の事業所所在地が四日市市内に存在しない場合は記載の必要はないと考えてよろしいでしょうか。又、市税収の多寡・有無が評価の対象となるのかどうかにつきましてご教示下さい。	法人住民税の記載については、回答38を参照してください。 第1次募集要項でSPCは四日市市内に設立するとしております。 第25号様式に記載する「総合評価に用いる金額」は市の税収入を差し引く前の金額であり、評価の対象とはなりません。
40	P 31 29号様式	ライフサイクルコスト計算書	「市のライフサイクルコスト」とは、「市の支出」から「市の税収」を減じた(差し引いた)ものと考えてよろしいでしょうか。また、「市の収入」・「税収」と記載がありますが、同じものと考えてよろしいでしょうか。	ライフサイクルコストについてはご質問のとおりです。 「市の収入」・「税収」は同一のものです。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
41	P 32	法人税について	「法人税」の税率は実効税率で算出すると考えて良いのか。法人税の税率についても、法人住民税と同様に想定割合を明示していただきたい。	法人住民税を含み実効税率 41.20%（四日市市の市民税率適用の場合）で算出してください。
42	P 32 30号様式	長期収支計画書	(意見等) 長期収支計画書作成時の会計基準の統一をお願いしたく。 通常弊社におきましては、割賦会計処理は支払期限到来日基準を採用いたしますが、会計基準の不整合は現在価値換算、PIRR等の指標計算の際、誤差が生じることと認識しております。	第 30 号様式作成においては期限到来日基準を使用してください。
43	P 32 30号様式	年度扱いについて	本様式において損益計算書・貸借対照表・資金収支表が一体となったものが求められていますが、各グループの基準統一の為、以下の点についてご教示ください。 ・貸借対照表に記載（例：H17/3）のあるように、他表についても全て4月から翌年3月までの年度扱いと考えてよろしいでしょうか。	損益計算書、利益処分計画、資金収支表については4月1日から翌年3月31日を会計年度とし、貸借対照表については3月31日時点を記載してください。
44	P 32 30号様式	計上基準について	本様式において損益計算書・貸借対照表・資金収支表が一体となったものが求められていますが、各グループの基準統一の為、以下の点についてご教示ください。 計上基準は発生主義でしょうか、それとも現金主義でしょうか。 （例えば、平成18年1月から3月までの維持管理業務のサービス対価は平成18年4月に支払われますが、発生主義に則り平成17年度に計上すべきでしょうか。それとも実際に事業者が受領する平成18年度に計上すべきでしょうか。 同様にサービス購入料1（割賦代金分）についてもご回答の程お願い致します。	各様式とも、発生主義で計上してください。 なお、サービス購入料については回答42を参照してください。 また、一時支払金については、応募者が提案する各供用開始予定日に売上計上を行ってください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
45	P 32 30号様式	税務調整	「税務調整」とは、どのようなことを想定されていますでしょうか。具体的な内容がございましたら明記の程、よろしくお願ひ致します。	繰越損失等の税額調整、当期利益から課税損益の算出過程を記載してください。
46	P 32 30号様式	法人税	「法人税」の欄に、「法人住民税＝市税」との記載がありますが、他の法人税があれば、その内訳を別々に記載すべきでしょうか。それとも一行に纏めて記載してよろしいのでしょうか。ご教示ください。	第30号様式の「法人税」欄には、法人住民税を含む法人税の総額を記載し、その下の「(うち法人市税＝市税)」欄には、法人市税のみを記載してください。
47	P 33 31号様式	サービス購入料1 計算書	「年利：」の右側に空欄があるように見受けられますが、ここに上記の「基準金利＋スプレッド」を記載すればよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
48	P 34 32号様式	協力企業名簿	「協力企業」の定義は第一次募集要項に記載されている定義と同じという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
49	P 34 32号様式	協力企業名簿	当名簿は、評価項目及び評価の視点のどこに対応するのかお教え下さい。	第1次提案時から追加された協力企業を把握するために本様式を設けており、評価項目とは対応しておりません。

要求水準書に関する質問

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1	P10 6(3)	機械警備設備	一体的に管理できるようにするというのは、職員室もしくは事業者管理室にて一括操作できるようにすると解釈してよろしいでしょうか。	最終退出口である管理用出入口(職員玄関など)と考えておりますが、システム操作上支障が無ければ、職員室もしくは事業者管理室でも可とします。
2	P10 6(3)	機械警備設備	主要な諸室の警備ON/OFFは諸室ごとに職員室もしくは事業者管理室にてON/OFFできるようにするお考えでしょうか。それとも職員室もしくは事業者管理室にて主要な諸室の全室を一括警備ON/OFFできるようにお考えでしょうか。	対象施設の内、「職員室」と「その他の諸室」は利用時間帯が異なることが想定されるため別回路としてください。その他の諸室については一括警備ON/OFFは可能です。
3	P11 6(3)	監視カメラ設備	監視カメラ受像モニターの設置場所が職員室か管理室になった場合、管理員または教職員がリアルタイムに監視できませんが、よろしいでしょうか。 また、管理室に設置した場合、管理員が巡視等の業務時間が長く、長時間リアルタイムに監視できなくても、要求水準書(案)整理No30のとおり録画していれば要求水準を満たしていると考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
4	P12 6(4)イ	地域開放ゾーン	地域開放ゾーンの利用方法は、団体登録制の下での運営利用(使用責任)で、管理責任は市教育委員会に帰属と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりですが、事業者の業務範囲で起因するものは事業者責任となります。
5	P12 6(4)イ	地域開放ゾーン	地域開放ゾーン使用時の安全管理業務は監視カメラによる受像録画及び施錠確認が要求水準における安全業務範囲と考えてよろしいでしょうか。 (1次質問回答No52・209・226の回答確認)	ご質問の業務を含めて要求水準書の安全管理業務を参照してください。
6	P14 6(6)ウ	諸室別必要設備	休憩室空調設備の保守(フィルター清掃含む)・機器の修繕は事業者側でしょうか。	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
7	P 17, 18 7 (2)	瑕疵担保	特定事業仮契約書(案)質問回答集の No.28 において、「事業者負担とされる場合は、予め事業者が知り得る瑕疵に関する増加費用であり、そのような瑕疵については予め事業者で入札価格に見積もって下さい。」との記載がありますが、3 グループ間で入札時の条件にばらつきが発生する可能性が大であること 構造部に対する瑕疵を見積もることは非常に困難であること 改修後数年経過した後に元施工の瑕疵が判明する場合も考えられること、等により、改修及び既存施設に対する瑕疵担保につきましては、事業者負担から除外頂きたくお願い申し上げます。	改修施設の瑕疵に関する回答は、10 月 31 日に公表した基本協定書(案)及び特定事業仮契約書(案)に関する質問回答公表時に、併せて公表することとします。 なお、「図面等の参考図書の確認」及び「現地状況の目視による確認」によって提案書提出前に知り得た範囲の瑕疵、並びに改修工事の経験上見込むべき補修・調整工事の費用については、提案価格に見積もって頂きたいと考えております。
8	P 17 7 (2)	一般改修	屋上防水は全面撤去の上、再度防水工事を行うとのことですが、塗膜防水が施されている部分についても全面撤去の上、再度防水工事を行うとの解釈でよろしいのでしょうか。防水性能を確保できるのであれば、撤去をしない方法も可能なのでしょうか？	平成 15 年 8 月 26 日公表の要求水準書(案)に関する質問回答集 No.69 を参照してください。
9	P 17 7 (2)	一般改修	富田小学校の屋内運動場の外壁と屋根の改修履歴をご開示いただけますでしょうか？	改修はしておりません。
10	P 20 7 (4)	仮設に対する企画・設計業務	仮設校舎の空調設備は全ての部屋に設置と考えてよろしいのでしょうか。	廊下、便所、倉庫を除いて設置の対象とします。
11	P 20 7 (4)	仮設に対する企画・設計業務	仮設校舎の設備仕様について、要求水準書(案)に関する質問回答集 No. 90 では「現状校舎と同等」、同 No. 91 では「現状校舎に加え空調設備を考えている」とありますが、どちらが正しいのでしょうか？	回答 10 を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
12	P20 7(4)	仮設に対する企画・設計業務	仮設校舎の設備仕様について、要求水準書(案)に関する質問回答集No.91に「現状校舎に加え空調設備を考えている」とありますが、これは要求水準に準ずる市からの要求事項であるとの解釈でよろしいのでしょうか？ また、仮設校舎の空調設備は、「資料13 必要機能・什器備品リスト」を参照して改築或いは改修校舎に準じるものを整備するとの解釈でよろしいのでしょうか？	回答10を参照してください。
13	P21 2	業務範囲	不要となる什器備品等の廃棄について、要求水準書(案)に関する質問回答集のNo.95に「どのようなものがどの程度の量が廃棄されるのかは現時点では想定できていない」とのことですが、廃棄するものとその量は想定できましたでしょうか？ まだ想定できていない場合でも、応募者が定量化できるよう、是非とも市にて規定していただいたうえ、ご開示ください。	現段階でも確かなことは想定できませんが、 ・南中学校、港中学校では10t車 各15台 (埋立て10,リサイクル5) ・橋北中学校、富田小学校では10t車 各5台 (埋立て3,リサイクル2) として提案してください。
14	P22 4(1)	市が実施する近隣説明	「市が実施する近隣説明等に起因する遅延については、市の責とする。」とありますが、「工事着工後も市が実施した近隣説明等に起因し発生したトラブル等については市の責である」と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、説明で用いる資料などで、事業者側の作成によるもの(施工計画など)はトラブルに発展しないものを望んでおります。
15	P28 3(2)イ	業務担当者	業務従事者であることを容易に識別できるとは名札装着のほか、一瞥で確認できる制服の着用が必要なのでしょうか。	ご質問のとおりです。(制服・作業服など)
16	P28		業務従事者及び清掃作業等が職員トイレ及び湯沸し室等学校施設使用して良いのでしょうか。	提案での諸室配置によって使用は可能です。
17	P27 3	業務の実施	地域開放時間帯において常駐管理者が日常点検及び清掃等の作業を実施してもよろしいでしょうか。(監視モニター録画状態が前提)	開放時間中の大半を業務にあてることでなければ可能です。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
18	P 27 3	業務の実施	授業等に支障がなければ、開校時間内に保守点検・日常清掃等の作業を実施してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
19	P 30 3 (6)	更新	「劣化した部位、部材あるいは機器を新しいものに取り替えること。」とありますが、「設備機器の取替...(例)空調機のコンプレッサー等の異常による取替」は、更新に該当するのでしょうかそれとも大規模修繕となるのでしょうか。	更新と考えております。
20	P 30 3 (6)	大規模修繕	「(電気設備) 全体をまとめて部品交換または取替えを行う修繕」とありますが、全体をまとめての部品交換とはどのような場合を言うのでしょうかご教示下さい。 例えば、修理が不可能な照明器具を取り替える場合は、大規模修繕に該当するのでしょうか。	平成 15 年 8 月 26 日公表の要求水準書(案)に関する質問回答集 No.127・130 を参照してください。
21	P 30 3 (6)	大規模修繕	「(機械設備) 機器、配管の全面的な更新を行う修繕」とありますが、1系統の空調機(PAC)が修理不能で取替えを要する場合は、大規模修繕に該当するのでしょうか。	更新と考えております。
22	P 31 2 (2)	定期保守点検業務	資料 1 6 維持管理業務範囲・残存施設の建築物・建築設備定期保守点検業務は業務範囲外ですが、残存施設・改修施設(但し、改修部除く)のすべての部品交換・検査等の費用は市側負担でよろしいですか。	「改修部」の意味については「様式集に関する質問」の回答 17 を参照してください。また、残存施設については日常保守点検は業務範囲内のため「異常を感じたときの正常化に向けた措置」(小規模な補修・修繕)は行ってください。
23	P 31 2 (2)	定期保守点検業務	資料 1 6 維持管理業務範囲・残存施設の建築物・建築設備定期保守点検業務は業務範囲外ですが、第 1 次質問回答 No 278 で各施設とも一律となる保守点検を遂行となっております。残存施設の定期保守点検業務及び費用はどちらの負担になるのでしょうか。 もし、残存施設の定期保守点検業務を事業者が行う場合、建築・設備内容(仕様・個数等)の詳細をご提示願います。	回答 22 を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
24	P 31 2 (3)	クレーム対応	第 1 次質問回答書整理 N o 134 質疑の 確認について クレーム対応責任者として学校側担 当者を定めるとのことですが、学校担 当者は各学校に常駐する教師等と考 えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
25	P 31 2 (3)	クレーム対応	特定事業仮契約書(案)第 49 条近隣対 策の確認について 事業者は自己の責任と費用において 維持管理に関して合理的に要求され る範囲の近隣対策を実施するとのこ とですが、例えば自治会・町内会等の 加入が要望された場合、市側の負担と 考えてよろしいでしょうか。	そのようなことがあれば市で対応 します。
26	P 36 2 (2)	剪定業務	剪定業務で発生したゴミ処理費は事 業者負担となるのでしょうか。 その場合、マニフェスト(産業廃棄 物管理票)も必要でしょうか。	ご質問のとおりです。
27	P 36 2 (5)	除草業務	除草業務で発生したゴミ処理費は事 業者負担となるのでしょうか。 その場合、マニフェスト(産業廃棄 物管理票)も必要でしょうか。	ご質問のとおりです。
28	P 36 2 (6)	除雪業務	「降雪時に必要とあれば…」とありま すが、対象範囲はどこまでを言うので しょうか。グラウンドを含めた校内全体 が対象となるのでしょうか。または、 校門から校舎までのアクセス範囲だ けを対象としているのでしょうか。	平成 15 年 8 月 26 日公表の要求水準 書(案)に関する質問回答集 157 を 参照してください。
29	P 37,38 3 (1)	グラウンド	「雑草、苔、異質な植物が無いこと」 ありますが、生徒・児童に清掃、草取 りはさせないのでしょうか。	日常的には行っておりません。
30	P 37,38 3 (4)	コンクリート表 面・舗装等	「コンクリート表面・舗装等は適切に 保たれ雑草、苔、・・・いかなる植 物及び残物がないこと」ありますが、 生徒・児童に清掃、草取りはさせない のでしょうか。	日常的には行っておりません。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
31	P 39 2 (2) オ	設備定期清掃業務	第 1 次質問回答書 N o 188 で屋外雨水排水管の清掃も業務範囲となっておりますが、残存施設について図面等で確認できない部分については、市側の負担と考えてよろしいですか。	残存施設についても業務範囲とします。
32	P 41 2 (3)	一般管理業務	公文書等の送達及び受領業務とは具体的にどのような業務ですか。 また、業務頻度もご提示願います。	学校と教育委員会等の連絡文書の収受(学校が存する地区市民センターでの収受)で、午前と午後の 1 日 2 回程度の頻度です。
33	P 41 2 (3)	一般管理業務	官公庁その他指示されたところへの用務の伝達並びに物品の送達及び受領業務とは具体的にどのような業務ですか。 また、業務頻度並びに交通費等の負担についてもご提示願います。	学校での指示により記載の業務を行うこととなるが、頻度としては少ないのが現状です。
34	P 41 2 (1)	防犯警戒業務	地域開放施設の鍵の受け渡し及び戸締り管理は原則、教育委員会で行うと考えてよろしいですか。 (1 次質問回答 N o 52・209・226 の回答確認)	資料 16 付属に示した「事業者業務従事時間」内は事業者側となります。
35	P 41 2 (1)	防犯警戒業務	「校舎の戸締りおよび門扉の開閉を行う」とありますが、クラブ活動等で早朝利用の場合は、資料 16 付属に記載されている活動時間と事業者業務従事時間とにずれが生じていますが、事業者業務従事時間内で行えばよいと考えてよいのでしょうか。 また、学校開放等で最終退校者が 21:00 以降になる場合は、最終確認まで対応が必要と考えなければいけないのでしょうか。その際、事業者業務従事時間以外の業務が発生した場合は別途請求が可能なのでしょうか。	あくまで「事業者業務従事時間内」と考えております。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
36	P 43 2 (2)	保守点検及び更新業務	「不具合の生じた備品については正常化に向けた処置を行う」とありますが、不具合の生じている備品の判断基準・方法につきましてご教示ください。また、処置に伴う費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	現時点で判断基準はありませんが、備品としての機能を有しない場合及び安全性に支障がある場合などを考えております。また、方法としては学校側担当者との協議とします。 費用負担については、要求水準書(案)に関する質問回答集 No.236・237 を参照してください。
37	P 43 2 (2)	保守点検及び更新業務	「不具合の生じた備品については正常化に向けた処置を行う」経常修繕計画に応じ、更新等」とありますが、故意あるいは学校関係者の過失とおもわれることにより発生した不具合については、市の負担と考えてよいでしょうか。 また、故意あるいは学校関係者の過失か否かの判断はどのようにするのでしょうか。ご教示をお願いします。	回答 36 を参照してください。 また、判断は学校関係者からの状況報告をうけて市が行います。
38	P 43 2 (1)	什器・備品等引越業務	什器・備品等のリストを明示いただかないと応募者側としては適切な見積ができません。ぜひとも明示していただきたいのでよろしくお願いたします。なお、整備対象施設においてのみならず、仮設校舎を使用する場合にも引越しについての見積が必要となります。 定量化できるリスト或いはそれに匹敵する資料を何卒市にて規定の上ご提示願います。	備品等の一部仕様等と併せて、参考までに過去の実績を踏まえた市としての主要諸室の小中学校標準図を別途示しますが、基本的には工事に関連するものを事業範囲としておりますので、要求水準書資料編 13 の什器・備品リストを参照のうえ提案してください。また、仮設への引越し等について、現時点では確かなことは想定できませんが、条件的なものを別途示します。何れも 11 月 21 日までには提示します。
39	資料編 P 4	整備対象範囲図	南中学校の格技場西南側の既設駐輪場の一部が図示されておりませんが、改築対象と考えてよろしいでしょうか。	建物配置、土地利用計画によっては改築対象としてください。
40	資料編 P 111-1	仮設・解体工事	仮設施設を設置し、引越完了後に解体着手となる為、仮設施設の設置は特定事業仮契約書(案)第 20 条の 2・1 『本件工事の着手に先立って～設置し』でよろしいでしょうか。 * 要求水準書(案)に関する質問回答集 整理 98	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
41	資料編 P 111-1	児童・生徒の移動	児童・生徒の移動は、改築・改修工事完成後、仮設解体・外構工事着手前に可能ですか。	ご質問のとおりです。
42	資料編 P 111-1	完成確認期限	各工事の矢印の最後が供用開始予定日とすると、南中学校の第1期工事である体育施設改築整備工事の完成確認期限はいつですか。	平成18年3月31日です。
43	資料編 P 111	整備対象施設整備業務範囲	富田小、特別教室棟は耐震改修ではありませんが、耐震診断報告書がございましたら閲覧購入させていただきたいのですが、いかがでしょうか。	希望により有償配布をします。
44	資料編 P 111	整備対象施設整備業務範囲	港中体育館の耐震改修時に既設照明器具は、撤去仮置きの上復旧と考えてよろしいでしょうか。	撤去の上、新設としてください。
45	資料編 P 111	整備対象施設整備業務範囲	整備業務範囲として、新たに「地質調査」が追加されていますが、調査範囲や調査内容については事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。設計・建設に対して必要となる調査を行なってください。
46	資料編 P 112	整備対象施設の要求諸室	特別活動室の具体的な使い方をお示し下さい。	生徒会・児童会活動や校内行事の準備等に利用します。
47	資料編 P 112 ~ 116	整備対象施設の要求諸室	多機能で変化に対応し得る弾力的な施設整備とし、ゾーニング・動線計画上の問題が解決している場合、類似していると考えられる諸室について兼用のご提案は可能でしょうか。	事業者側の提案によります。教育施設としてより良い提案を期待しております。
48	資料編 P 117	LAN設備	LAN設備の欄に、図書室1台、コンピュータ室42台、職員室5~8台と記載されていますが、情報コンセントを台数分整備すると考えてよろしいですか。また、同欄の印は、配管のみの対応と考えてよろしいですか。	平成15年8月26日公表の要求水準書(案)に関する質問回答集の21を参照してください。ただし、将来を見据えて、より良い提案があればお示しください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
49	資料編 P 155-1	各施設の利用概要 (予定)	事業者業務従事のコスト削減の観点から、施設利用者がいない(予約が無い)場合は、事業者の従事は無くて良いというお考えですか。 (四日市市の施設開放に関する規則第8条では「学校施設を利用しようとする者学校施設利用許可申請書を利用日の属する月の前日20日までに教育委員会に提出しなければならない」とあり、前月20日までには次月の従事日程が決まることになると思われます。)	ご質問のとおりです。
50	資料編 P 157	関連法定点検一覧	学校環境衛生の基準(資料17関連法定点検一覧5)で市が実施する環境衛生項目は維持管理事業者側での点検は不要と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
51	資料編 P 158, 159	給食室備品リスト	炊飯に関して ・洗米及び炊飯器がありませんが、食缶で運んでくるのでしょうか。また、保温の必要ありませんか。 ・返却するとき、洗浄する必要はありますか。	保温コンテナ、保温食缶で搬入されます。返却時の洗浄は必要ありません。
52	資料編 P 158, 159	給食室備品リスト	21 学級、800 食/日に対応可能であれば、資料-19「給食室備品リスト」に示されえている機器台数について、提案者側で判断し、増減してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおり提案は可能です。
53	資料編 P 158, 159	給食室備品リスト	残飯の処理は現在どのようにされているか、ご教示ください。	市清掃事業所で回収の上、堆肥化しております。
54	資料編 P 158, 159	給食室備品リスト	スチームコンベクションは、カートと考えてよろしいでしょうか。	カートでも軽いものとしてください。
55	資料編 P 158, 159	給食室備品リスト	移設品の整備・点検等の費用負担についてどのようにお考えでしょうか。	事業者負担として提案してください。
56	資料編 P 158, 159	給食室備品リスト	回転釜内側の材質は、全て鋳鉄製と考えてよろしいでしょうか。	1台はアルミ製としてください。

質問回答集に関する質問

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1	第一次募集要項 102		<p>国有地との境界が明確でないので、国との協議は市にて行うとのことですが、その協議はいつまでに終了するのでしょうか？</p> <p>本件に関する協議の終了、未終了は2次提案には影響はないものと考えてよろしいのでしょうか？</p>	<p>本件に関する協議の終了、未終了は2次提案には影響はありません。また、協議は平成16年5月までには終了予定です。</p>
2	第一次募集要項 177	保険証書の写し	<p>市が付保する保険はいつ公表されるのでしょうか。</p>	<p>市が付保する保険は、建物総合損害共済（全国市有物件共済会）、学校災害賠償補償保険（全国市長会）です。</p>
3	第一次募集要項 177		<p>火災保険を含め市が付保する保険を第2次募集要項等で公表することですが、いつの時点でご開示いただけるのでしょうか？</p>	<p>回答2を参照ください。</p>
4	第一次募集要項 187	事業者の業務日数	<p>事業者の業務時間は、原則の回答を頂いていますが、詳細が明示されていません。通常の公共施設等においても、週1回程度の全休や年末・年始等においても数日間の全休日があると考えられます。開校予定日の日数について本対象施設については年間の実務日数が365日に対し何日となるのかご提示ください。</p>	<p>原則として通年（年末・年始を除く）としますが、休日等で開放施設の利用予定のない日に業務従事の必要はありません。</p>
5	要求水準書（案） 132	日常（巡視）保守点検業務	<p>日常管理者については常駐管理を想定されていますが、常駐管理と同様の水準を確保した常駐者を置かない提案は失格事項となりますか。</p>	<p>常駐管理としてください。</p>
6	要求水準書（案） 219	防犯警戒業務	<p>「当面は開放の対象が地域の団体のため」とされていますが、将来的に開放の対象を拡大することを考えておられますか。</p>	<p>状況の変化に応じて検討が必要かと考えております。</p>

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
7	事業者選 定基準書 P 6 ~ 7	改修工事	<p>「改修工事」に対する明確な評価の視点は、どの評価項目に該当するのでしょうか。改修工事の範囲を広く提案すればする程、提案金額は大きくなり、価格評価としては不利に働くこととなりますが、改修工事は本事業において重要なポイントであり、明確な提案書式・表現方法・評価基準の策定が必要であると思料致します。これらの点に関する市の考え方をご教示ください。</p>	<p>「改修施設の設計、建設、維持管理」に関する提案事項については、事業者選定基準書の表3の「2 施設整備」と「3 維持管理業務」における全ての「評価の視点」で評価いたします。また、施設整備と維持管理業務の配点合計46点の1割に相当する4.6点を「改修施設の設計、建設、維持管理」に関する提案に対して配分いたします。改修施設の設計、建設、維持管理に関する提案事項は、第5~21号様式のうち該当する様式に表現してください。</p>